

尼崎市防災リーダー育成事業補助金 手続き方法

(補助金申請～交付の流れ)

尼崎市では、市内在住または在勤の者で、兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー」を受講する人に対して、必要な経費の一部を補助しています。

次の流れに沿って、手続きを行ってください。なお、各種様式は市のホームページに掲載しています。

STEP1 交付申請

ひょうご防災リーダーの受講決定後、「尼崎市防災リーダー育成事業補助金交付要綱」をご確認いただき、WEB フォームより交付申請の手続きを行ってください。

交付申請用 WEB フォーム⇒



【期限】
講座開始月の末日まで

STEP2 講座受講・防災士資格取得

・ひょうご防災リーダー講座の受講
・防災士試験の受験
・日本防災士機構への登録(防災士試験合格者のみ)
を行ってください。

「教科書代」、「防災士試験の受験料」「日本防災士機構への登録料」の支払いの際には、必ず、**氏名と支払い金額が記載された明細書や領収書の写し**を保管しておいてください。
※書類がない場合は補助が受けられなくなります。

STEP3 実績報告及び口座振替依頼

必要書類をご用意いただき、WEB フォームより実績報告及び口座振替依頼を行ってください。

実績報告及び口座振替依頼用
WEB フォーム⇒



【期限】
講座終了後 1 か月以内

【必要書類】

- 防災リーダー講座修了証書の写し
- 補助対象経費の支払いを証明する明細書又は領収書の写し
- 振込先口座の通帳の表紙及び 1 ページ目の写し
(振込先は申請者本人の名義の口座に限ります)

STEP5 補助金交付

市より交付確定通知書を送付した後、指定された振込口座に補助金をお支払いしますので、ご確認をお願いします。(交付確定通知書の送付から振込まではお時間を要しますのでご了承ください。)

■ お問い合わせ先 ■

補助金申請に関して、ご不明な点がございましたら、お気軽に災害対策課までご相談下さい。

尼崎市 危機管理安全局 災害対策課

電話：06-6489-6165 FAX：06-6489-6166

メール：ama-bousai@city.amagasaki.hyogo.jp